⑩　企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ　割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ　割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ　適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ　事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

⑶　有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ　割引をする自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ　割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ　適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ　事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

［3］料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成32年11月28日までとする。

3．一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に係る料金の額及び料金の徴収期間

［1］料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）	羽曳野市から葛城市まで

［2］　料金の額

⑴　料金の額

各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税率を乗じた額とその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税率を乗じた額との合算額を次表の額に加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

普通車

				終　点
			葛　城	—
		太　子	238.096	238.096
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	95.239	190.477	428.572	428.572

大型車

				終　点
			葛　城	—
		太　子	380.953	380.953
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	142.858	285.715	666.667	666.667

特大車

				終　点
			葛　城	—
		太　子	904.762	904.762
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	380.953	619.048	1,523.810	1,523.810

㈱　上表において、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

⑵　割引制度

①　マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ　割引率

㈠　ポイントの付与

料金の額100円毎に１ポイントを、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。